



# 島根県報

平成21年3月6日（金）

第2,065号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	（建 築 住 宅 課）	3
島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	（審 査 課）	3

### 【告 示】

消費生活用製品安全法第41条第3項の規定による身分証明書の様式	（環境生活総務課）	4
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第5条第3項に規定する身分証明書の様式	（ ” ）	7
国民生活安定緊急措置法第30条第4項に規定する身分証明書の様式	（ ” ）	10
特定商取引に関する法律第66条第7項の規定による身分証明書の様式	（ ” ）	13
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	16
介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定	（ ” ）	16
介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定の辞退	（ ” ）	16
土地改良区の役員の就任及び退任	（農 村 整 備 課）	16
換地処分（5件）	（ ” ）	18
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	18
保安林予定森林（3件）	（ ” ）	19
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（中 小 企 業 課）	20
都市計画事業変更の認可	（下水道推進課）	22

### 【公 告】

特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表	（漁港漁場整備課）	23
大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧	（中 小 企 業 課）	23

### 【特定調達公告】

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（下水道推進課）	24
宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（ ” ）	24

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第5号）

## 1 規則の概要

- (1) 建築基準法の規定による建築物の状況の定期報告（以下「定期報告」という。）をしなければならない建築物として知事が指定するものに、次に掲げる建築物を加えることとした。（第9条第1項関係）
- ア 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
- イ 児童福祉施設等（入所施設があるものに限る。）又は共同住宅若しくは寄宿舎の用途（共同住宅又は寄宿舎にあっては、認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害福祉サービス事業（共同生活介護又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用途に限る。）に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
- ウ 幼稚園又は保育所の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの（平屋建てのものを除く。）又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
- エ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店又は飲食店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、かつ、その用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
- (2) 定期報告をしなければならない百貨店、マーケット又は公衆浴場（個室付浴場業に係るものに限る。）の用途に供する建築物の要件について、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるものに改めることとした。（第9条第1項関係）
- (3) 定期報告の時期を次のとおり改めることとした。（第9条第3項関係）

建 築 物 の 区 分	報 告 時 期
学校（幼稚園を除く。）の用途に供する建築物並びに(1)のイ及びウの建築物	平成22年度を始期として3年ごと
病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）、ホテル又は旅館の用途に供する建築物	平成21年度を始期として3年ごと
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物並びに(1)のア及びエ並びに(2)の建築物	平成23年度を始期として3年ごと

- (4) その他規定の整備

## 2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第6号）

## 1 規則の概要

- (1) 県外に居住しかつ、証紙の購入が困難であることその他特別の理由により申請書等に納付額に相当する現金又有価証券（知事が別に定めるものに限る。）を添えて提出があった場合には、これを受理する本庁等又は地方機関に証紙のはり付けの委託があったものとみなすこととした。（第4条関係）
- (2) 証紙売りさばき人指定申請書を提出する際に住所地を所管する支庁又は県民センターの長を経由しなくてもよいこととした。（第12条関係）
- (3) その他規定の整備

## 2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第5号**

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「学校」の次に「（幼稚園を除く。）」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同項第2号及び第3号中「こえる」を「超える」に改め、同項第4号中「マーケット」の次に「、物品販売業を営む店舗」を加え、「500平方メートルをこえる」を「1,000平方メートルを超える」に改め、同項に次の3号を加える。

- (5) 児童福祉施設等（入所施設があるものに限る。）又は共同住宅若しくは寄宿舎の用途（共同住宅又は寄宿舎にあっては、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害福祉サービス事業（共同生活介護又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用途に限る。）に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
- (6) 幼稚園又は保育所の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの（平屋建てのものを除く。）又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
- (7) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店又は飲食店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、かつ、その用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの

第9条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

省令第5条第1項の知事が定める時期（以下この項において「報告時期」という。）は、次のとおりとする。ただし、第1項各号のうち2以上の号に該当する建築物に係る報告時期については、当該建築物を当該各号の用途に供する部分のうち床面積が最大のものの用途に供する建築物とみなして、次の各号を適用する。

第9条第3項第1号中「第1項第1号、第3号及び第4号」を「第1項第1号、第5号及び第6号」に、「平成6年」を「平成22年」に、「2年」を「3年」に改め、同項第2号中「平成7年」を「平成21年」に、「2年」を「3年」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 第1項第3号、第4号及び第7号に掲げる建築物 平成23年及び同年を始期として3年ごとの年の4月1日からその翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から3年を超えない日まで

**附 則**

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第6号**

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第4条中「使用料等の額」の次に「（次項において「納付額」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 県外に居住し、かつ、証紙の購入が困難であることその他特別の理由により申請書等に納付額に相当する現金又は有価証券（知事が別に定めるものに限る。）を添えて提出があった場合には、これを受理する本庁等又は地方機関に証紙のはり付けの委託があったものとみなす。

第10条第1項中「は、3月ごとに証紙の所要数を見積り」を「が、証紙の交付を受けるときは」に、「提出して交付の請求をしなければならない」を「提出しなければならない」に改め、同項ただし書を削る。

第12条中「住所地を所管する支庁又は県民センターの長を経由して」を削る。

第17条に次の1項を加える。

2 前項の手数料は、売りさばき人が元売りさばき人から証紙を買い受けるときに証紙売渡代金から繰り替えて支払うものとする。

第18条第1項中「代金」の次に「（前条第2項の規定による繰替払をしたときは、その差金）」を加える。

第20条に次の1項を加える。

4 知事は、第1項の規定による請求に基づき現金の還付をする場合において、前項の規定により証紙取扱手数料を返納させる必要があるときは、当該還付金を当該手数料と相殺するものとする。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 告

## 示

### 島根県告示第131号

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第41条第3項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、平成21年3月6日から施行する。

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第84条第3項の規定による身分証明書の様式（平成12年告示第267号）は、廃止する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

(表 面)

	第 号
<p>消費生活用製品安全法第41条第3項の規定による</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>写</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 5px auto;"> <p>押 出 スタンプ</p> </div> <p>真</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>立 入 検 査 証</p> <p>所 属 職名及び氏名</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>年 月 日生</p> <p>年 月 日交付</p> </div> </div>	
島根県知事	印

(裏 面)

消費生活用製品安全法抜すい

(立入検査)

第41条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

3 前2項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4～7 (略)

8 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県が処理する事務)

第55条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(6) (略)

(7) 第41条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(8) (略)

消費生活用製品安全法施行令抜すい

(都道府県が処理する事務)

第13条 法第40条第1項、第41条第1項及び第42条第1項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて特定製品の販売の事業を行う者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

2・3 (略)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B8とする。

**島根県告示第132号**

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律48号）第5条第3項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、平成21年3月6日から施行する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

(表 面)

	第 号	
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第5条第3項 の規定による身分証明書		
	所 属 職名及び氏名	
写    真	押 出 スタンプ	年 月 日生 年 月 日交付
		島根県知事 <span style="float: right;">印</span>

(裏 面)

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律抜すい

(立入検査等)

第5条 内閣総理大臣及び主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行なう者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定により特定物資に関し立入検査又は質問をさせた場合において、特に必要があると認めるときは、その職員に、当該特定物資を保管していると認められる者の倉庫その他の場所に立ち入り、当該特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により職員が立入検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地方公共団体が処理する事務)

第8条 この法律の規定による内閣総理大臣及び主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行うこととすることができる。

第10条 第5条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関

し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令抜すい

(地方公共団体が処理する事務)

第2条 法第3条、第4条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第5条第1項の規定に基づく内閣総理大臣及び主務大臣の権限に属する事務で、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、内閣総理大臣及び主務大臣が法第3条及び第5条第1項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

(1) [略]

(2) 特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者（小売業を行う者を除く。）で、その事務所等が一の都道府県の区域内のみに設置されているもの（前号に規定する者を除く。）に関するもの 当該事務所等の所在地を管轄する都道府県知事

(3) 特定物資の小売業を行う者に関するもの その事務所、事業場、店舗又は倉庫（以下この号において「事務所等」という。）の所在地を管轄する都道府県知事（その事務所等が指定都市の区域内に設置されている場合にあつては、当該事務所等の所在地を管轄する指定都市の長）

2 法第5条第2項の規定に基づく内閣総理大臣及び主務大臣の権限に属する事務は、前項の規定により同条第1項の規定に基づく内閣総理大臣及び主務大臣の権限に属する事務を行うこととされ、かつ、特定物資を保管していると認められる者の倉庫その他の場所がその都道府県又は指定都市の区域内にある都道府県知事又は指定都市の長が行うこととする。ただし、内閣総理大臣及び主務大臣が法第5条第2項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

3 [略]

4 第1項本文及び第2項本文の場合においては、法及びこの政令中第1項本文及び第2項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣又は主務大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B8とする。

**島根県告示第133号**

国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律121号）第30条第4項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、平成21年3月6日から施行する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

(表 面)

第 号
国民生活安定緊急措置法第30条第4項の規定による身分証明書
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           写    真         </div> <div style="text-align: center;">           所 属 職名及び氏名    </div> <div style="text-align: right;">           年 月 日生 年 月 日交付         </div> </div>
島根県知事 

(裏 面)

国民生活安定緊急措置法抜すい

(立入検査等)

第30条 主務大臣は、第6条、第7条及び第11条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定物資を販売する者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 [略]

4 第1項の規定により立入検査若しくは質問をする職員又は前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地方公共団体が処理する事務等)

第33条 この法律による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行うこととすることができる。

2 [略]

(罰則)

第34条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(1) [略]

(2) 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(3) [略]

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

国民生活安定緊急措置法施行令抜すい

(地方公共団体が処理する事務等)

第4条 法第6条第2項及び第3項並びに第7条の規定に基づく主務大臣の権限並びにその権限に係る法第30条第1項の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務で、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、主務大臣が同項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

(1) 〔略〕

(2) 指定物資を販売する者(小売業を行う者を除く。)で、その事業場が一の都道府県の区域内のみに設置されているもの(前号に規定する者を除く。)に関するもの 当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事

(3) 指定物資の小売業を行う者に関するもの その事業場の所在地を管轄する都道府県知事(その事業場が指定都市の区域内に設置されている場合にあつては、当該事業場の所在地を管轄する指定都市の長)

2 〔略〕

3 第2項本文の場合においては、法及びこの政令中同項本文に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

4 〔略〕

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B8とする。

**島根県告示第134号**

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第66条第7項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、平成21年3月6日から施行する。

特定商取引に関する法律第66条第3項の規定による身分証明書の様式（平成13年島根県告示第440号）は、廃止する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛



(1)～(9) 〔略〕

(10) 第66条第1項（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第1項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(11) 第66条第2項（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第2項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

特定商取引に関する法律施行令抜すい

第18条 法第7条、第8条、第38条、第39条、第46条、第47条、第56条及び第57条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第6条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第52条の2、第54条の2及び第66条第1項から第4項までに規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者の業務に係るものは、都道府県知事が行うこととする。（ただし書 略）

2 法第14条及び第15条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第12条の2及び第66条第1項から第4項までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。（ただし書 略）

3 法第22条及び第23条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第21条の2及び第66条第1項から第3項までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の電話勧誘販売に係る勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。（ただし書 略）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B8とする。

## 島根県告示第135号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 樹	福祉用具貸与	福祉・介護用品の陽だまり	松江市西川津町748-51	平成21年3月1日
有限会社 樹	介護予防福祉用具貸与	福祉・介護用品の陽だまり	松江市西川津町748-51	平成21年3月1日
有限会社 樹	特定福祉用具販売	福祉・介護用品の陽だまり	松江市西川津町748-51	平成21年3月1日
有限会社 樹	特定介護予防福祉用具販売	福祉・介護用品の陽だまり	松江市西川津町748-51	平成21年3月1日

## 島根県告示第136号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定により告示する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設の名 称	施設の所在地	指定年月日
浜田市	特別養護老人ホーム ミレ岡見	浜田市三隅町岡見700番地	平成21年3月1日

## 島根県告示第137号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第93条第2号の規定により告示する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	設の名称	施設の所在地	辞退年月日
社会福祉法人 いわみ福祉会	特別養護老人ホーム ミレ岡見	浜田市三隅町岡見700番地	平成21年2月28日

## 島根県告示第138号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 斐川町土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

勝部 勝明 簸川郡斐川町大字坂田156番地

永瀬 明 簸川郡斐川町大字学頭3260番地

島田 浩 簸川郡斐川町大字神氷1322番地7

矢野 英夫 簸川郡斐川町大字併川1667番地2

星野 勉 簸川郡斐川町大字阿宮122番地  
杉原 定 簸川郡斐川町大字富村378番地  
勝部 宏文 簸川郡斐川町大字上直江264番地  
佐藤 道夫 簸川郡斐川町大字直江町3109番地  
岡 千代延 簸川郡斐川町大字美南412番地  
安食 勲 簸川郡斐川町大字原鹿1002番地 1  
富田 進 簸川郡斐川町大字莊原町1100番地 3  
白根 幹雄 簸川郡斐川町大字神庭651番地  
糸賀 淳夫 簸川郡斐川町大字上庄原1500番地  
足立 成久 簸川郡斐川町大字沖洲476番地  
三宅 律夫 簸川郡斐川町大字中州1140番地  
福田 篤幸 簸川郡斐川町大字黒目980番地  
新宮 進 簸川郡斐川町大字三分市1083番地  
北脇 進 簸川郡斐川町大字坂田260番地  
曾田 良明 出雲市島村町591番地

## 監事

倉橋 時男 簸川郡斐川町大字三分市2928番地  
樋野 英徳 簸川郡斐川町大字神氷1801番地  
和田守増美 簸川郡斐川町大字三絡360番地 6

## 2 就任年月日

平成20年12月4日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

勝部 勝明 簸川郡斐川町大字坂田156番地  
古川 吉郎 簸川郡斐川町大字黒目485番地  
青木 千吉 簸川郡斐川町大字出西1009番地  
矢野 英夫 簸川郡斐川町大字併川1667番地 2  
保科 幸治 簸川郡斐川町大字阿宮1776番地  
杉原 定 簸川郡斐川町大字富村378番地  
永見 静吉 簸川郡斐川町大字鳥井435番地  
佐藤 道夫 簸川郡斐川町大字直江町3109番地  
岡 千代延 簸川郡斐川町大字美南412番地  
安食 勲 簸川郡斐川町大字原鹿1002番地 1  
永瀬 明 簸川郡斐川町大字学頭3260番地  
杉原 昭人 簸川郡斐川町大字莊原町1110番地 4  
糸賀 淳夫 簸川郡斐川町大字上庄原1500番地  
足立 成久 簸川郡斐川町大字沖洲476番地  
尾原 郁男 簸川郡斐川町大字中州690番地  
福田 篤幸 簸川郡斐川町大字黒目980番地  
新宮 進 簸川郡斐川町大字三分市1083番地  
北脇 進 簸川郡斐川町大字坂田260番地  
福田 雅夫 出雲市島村町599番地

## 監事

内田 義雄 簸川郡斐川町大字直江町2041番地  
嘉藤 進 簸川郡斐川町大字今在家689番地  
倉橋 時男 簸川郡斐川町大字三分市2928番地

---

**島根県告示第139号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成21年2月24日付けで県営土地改良事業に係る江津地区羽代工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第140号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成21年2月24日付けで県営土地改良事業に係る江津地区金田工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第141号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成21年2月24日付けで県営土地改良事業に係る江津地区高田大峠工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第142号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成21年2月24日付けで県営土地改良事業に係る江津地区市村工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第143号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成21年2月24日付けで県営土地改良事業に係る益美（匹見）地区澄川工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第144号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市伯太町西母里832、848、2034、2042

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

#### 島根県告示第145号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町来尾933-3、935、938、943-1、943-3、943-4、943-6

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

#### 島根県告示第146号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
邑智郡美郷町浜原484-2、487-2、495-1、495-2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第147号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
益田市匹見町道川イ1061、イ1062
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第148号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮食品おだ出雲店 出雲市矢野町864-1外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社小田商店 代表取締役 小田 欣史 広島県福山市春日町六丁目5番4号

## (3) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) (開店時刻) 午前10時00分 (閉店時刻) 午後9時00分

(変更後) (開店時刻) 午前9時00分 (閉店時刻) 午後10時00分

## イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

## (4) 変更する年月日

平成21年3月20日

## 2 届出年月日

平成21年2月27日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課 (出雲市今市町70番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第149号**

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮食品おだ斐川店 簸川郡斐川町大字黒目534番地外5筆

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所  
株式会社小田商店 代表取締役 小田 欣史 広島県福山市春日町六丁目5番4号
- (3) 変更しようとする事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 平日(開店時刻) 午前10時00分(閉店時刻) 午後9時00分  
日・祝日(開店時刻) 午前9時00分(閉店時刻) 午後9時00分  
(変更後) (開店時刻) 午前9時00分(閉店時刻) 午後10時00分
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 平日 午前9時30分から午後9時30分まで  
日・祝日 午前8時30分から午後9時30分まで  
(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで
- (4) 変更する年月日  
平成21年3月20日
- 2 届出年月日  
平成21年2月27日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所  
斐川町商工観光課(簸川郡斐川町大字庄原町2172番地)
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先  
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他  
意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

#### 島根県告示第150号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称  
松江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
松江圏都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)下水道事業  
松江市公共下水道
- 3 事業施行期間
-

昭和48年3月16日から平成26年3月31日まで

#### 4 事業地

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

昭和51年島根県告示第749号、昭和55年島根県告示第552号、平成11年島根県告示第236号、平成12年島根県告示第381号、平成15年島根県告示第426号、昭和52年島根県告示第793号、昭和56年島根県告示第231号、昭和57年島根県告示第649号、昭和58年島根県告示第311号、昭和62年島根県告示第277号、平成元年島根県告示第504号、平成3年島根県告示第1,019号、平成4年島根県告示第771号、平成11年島根県告示第155号、平成14年島根県告示第260号、平成15年島根県告示第471号及び平成19年島根県告示第39号の事業地のうち、松江市浜佐田町、比津町、東生馬町、国屋町、黒田町、法吉町、菅田町、西川津町、上東川津町、下東川津町、西持田町、東持田町、川原町、福原町、矢田町、竹矢町、馬瀉町、大庭町、佐草町、西津田九丁目、西津田十丁目、乃白町、上乃木五丁目及び大草町地内において事業地を変更する。

## 公 告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、浦郷地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので公表する。

なお、変更後の浦郷地区に係る特定漁港漁場整備事業計画は、島根県農林水産部漁港漁場整備課及び島根県隠岐支庁水産局島前出張所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デパートパラオ 出雲市今市町259番地1

#### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

#### 3 承継の年月日

平成20年8月21日

#### 4 承継前に届出をした者の名称及び住所

イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

#### 5 承継の理由

イオン株式会社からの会社分割のため

#### 6 承継に係る店舗面積

7,953平方メートル

#### 7 縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課（出雲市今市町70番地）

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則等第83号）第9条の規定により公示する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量  
宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成21年2月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
カナツ技建工業株式会社  
島根県松江市春日町636番地
- 5 落札金額  
2,721,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成20年12月5日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則等第83号）第9条の規定により公示する。

平成21年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量  
宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成21年2月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
宇部・JR貨物・山陽・萩森共同企業体  
山口県宇部市大字小串1978番地の2
- 5 落札金額

212,394,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成21年1月15日